

歯槽のうろう（歯周病）予防歯磨きセットの配付について

歯を大切にすることが健康維持や健康寿命に影響するといわれていることから、歯と口の健康週間（6月4日～10日）に歯槽のうろう（歯周病）を予防するための歯磨きセットをお送りします。

配付時期 令和5年6月上旬頃

配付内容 ①歯ブラシ（2種類各1本）
（予定※）②歯磨き粉（50g1箱）
③洗口液（500ml1本）
④I字型フロス（50本入り1袋）
⑤糸フロス（1個）
⑥歯間ブラシ（15本入り1個）

※配付内容について

入荷状況によっては配付内容が変わる場合もありますのでご了承ください。

配付方法 宅配便で組合員の自宅にお送りします。

配付対象 令和5年5月31日に在籍する下記に該当する組合員にお送りします。

①令和5年3月31日に39歳以下の方
組合員全員にお送りします。

②令和5年3月31日に40歳以上の方

令和4年度に当組合が実施した①特定健康診査、②一般健康診断（個別）、③一般健康診断（集合）、④人間ドック（脳ドックを含む）を受診された組合員にお送りします（下記注意1をご参照ください）。

ただし、40歳以上の方は令和4年度に**組合員とその家族の方（令和5年3月31日に40歳以上の被保険者）全員が上記の健康診断を受診したことが必要です。**

注意1 令和5年3月31日に40歳以上の組合員で、令和4年度に当組合が実施した一般健康診断（個別）及び人間ドック（脳ドックを含む）を受診された方で、令和5年5月15日までに受診結果を提出された組合員の方に配付します。

注意2 令和4年度の特定健康診査（特定健診）を受診された方で、上記の配付対象となっているにもかかわらず令和5年6月15日までに上記セットが届かない方は、令和5年5月15日までに医療機関から組合に特定健康診査の受診結果が届いていません。

このため、令和5年6月15日までに上記セットが届いていない方は組合までご連絡ください。申し出の受け付けは令和5年7月15日までとなります。それ以後に申し出があっても上記セットの配付は行いませんのでご了承ください。

配付物の内容（配付内容が変わる場合もあります）

